

熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と同感染症の影響を受けた地域経済や県民生活の回復とのベストバランスを図るため、市町村に対し、予算の範囲内において熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象事業、交付率等)

第2条 交付金の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）及び交付対象事業に要する経費（以下「交付対象事業費」という。）、交付率、交付上限額は、別表に定めるところとする。

(交付金の交付対象者等)

第3条 交付金の交付対象者は、熊本県内の市町村とする。

2 前条第一項の規定により算定される交付金の一市町村当たりの年度ごとの上限額は、2億5,000万円とする。ただし、別表Ⅱ-16「マイナンバーカード取得促進事業への支援」の交付金は、含まないものとする。

(交付金の交付の申請及び実績報告)

第4条 規則第3条第1項の申請書及び規則第13条の実績報告書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の申請書及び実績報告書の提出期限については、別途定めるものとする。

(交付金の交付の決定及び額の確定の通知)

第5条 規則第6条の規定による交付金の交付決定及び規則第14条の規定による交付金額の確定の通知は、別記第2号様式により行うものとする。

(交付金の請求)

第6条 規則第16条第1項の請求書は、別記第3号様式によるものとする。

(財産の処分の制限)

第7条 規則第21条第2項に規定する財産の処分を制限する期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間又は10年間のいずれか短い期間とする。ただし、知事が別に定める場合はこの限りでない。

(証拠書類の保管)

第8条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。ただし、知事が別に定める場合はこの限りでない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(施行期日)

附 則

この要綱は、令和2年9月4日から施行し、令和2年8月4日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月4日から施行し、令和2年8月4日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行し、令和2年8月4日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月11日から施行し、令和2年8月4日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月23日から施行し、令和2年8月4日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月14日から施行し、令和2年8月4日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行し、令和2年8月4日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月16日から施行し、令和2年8月4日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

[別表] 交付要綱第2条関係

I 感染症の拡大防止

番号	事業名	事業内容	交付対象事業費	交付率	交付上限額
1	公立社会教育施設等での感染防止対策 【担当課】 社会教育課	不特定多数の地域住民が利用する公立の社会教育施設及び社会体育施設(以下「公立社会教育施設等」という。)における感染症対策を行う市町村を支援する。	公立社会教育施設等 ^{※1} における感染症予防及び新しい生活様式に対応した施設利用のための環境整備 ^{※2} (令和5年2月28日までに実施するものに限る。)に要する経費 ※1: 令和2年度文化芸術振興費補助金(文化庁)の対象施設を除く。 ※2: 主な取組事例 ・公民館や体育館におけるサーマルカメラの購入・設置 ・図書館における図書消毒機の購入・設置、電子書籍の導入 等	1/2以内	・一市町村当たり 10,000千円 ただし、各施設の交付上限額は次の①～③のとおりとする。 ①年間利用人数 [※] が2万人以上の施設 一施設当たり 1,000千円 ②年間利用人数が1万人以上 2万人未満の施設 一施設当たり 500千円 ③①、②以外の施設 ・一施設当たり 250千円 ※: 令和元年度の実績
2	地域介護予防活動での感染防止対策 【担当課】	高齢者が健康で自立した生活を送るための地域介護予防活動における感染防止対策の取組みに対して支援を行う市町村を支援する。	①地域介護予防活動 ^{※1} を行う団体(以下「活動団体」という。)に対して、感染防止対策の取組みに補助を行う場合における当該補助に要する経費(ただし、活動団体が令和5年2月28日までに実施する取組みに対する補助に要する経費に限る。)	1/2以内	①一活動団体当たり 10千円 ②一市町村当たり 500千円

	認知症対策・地域ケア推進課		<p>②高齢者が自宅でもできる介護予防の取組みを普及・啓発するため、介護予防に資するリーフレットやDVD等の配布、ケーブルテレビ等での放送(令和5年2月28日までに実施するものに限る。)に要する経費(テレビ、DVDプレイヤー、パソコン、タブレット等の器材の譲与、貸与等を除く。)</p> <p>※1:市町村が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動をいう。</p>		
3	小中学校通学バス等での感染防止対策 【担当課】 義務教育課	過密乗車を避けるため、小中学校等の通学バス若しくはタクシー(以下「通学バス等」という。)又は訪問学習での増便等を実施する市町村を支援する。	<p>①小中学校等※¹の通学バス等の増便※²(令和5年2月28日までに実施するものに限る。)に要する経費(ただし、令和4年度における特別交付税の算定に計上する経費を除く。)</p> <p>②訪問学習※³において、過密乗車を避けるために発生するかかり増し経費(ただし、令和5年2月28日までに実施するものに限る。)</p> <p>※1:公立の小中学校、義務教育学校 ※2:増便後の一台の乗車率は50%以下とする。 ※3:水俣に学ぶ肥後っ子教室</p>	1/2以内	<p>①一日一便当たり 15千円 ②上限額は別途通知</p>
4	タクシー事業者の感染防止対策支援 【担当課】 交通政策課	地域住民の足としてその生活を支えているタクシー事業者が行う感染防止対策に係る取組みに対して支援を行う市町村を支援する。	タクシー事業者に対して、感染防止対策の取組みに補助を行う場合における当該補助に要する経費(ただし、タクシー事業者が令和5年2月28日までに実施する取組みに対する補助に要する経費に限る。)	1/2以内	・車両一台当たり 15千円 ただし、保有台数にかかわらず、一事業者当たり 500千円
5	消防本部の感染患者等の搬送時の感染防止対策	消防本部の感染防止資器材等の整備を行う市町村を支援する。	消防本部における感染防止資器材等※ ¹ の整備に要する経費(消防本部が令和5年2月28日までに実施する感染防止資器材等の整備に要する経費に限る。なお、消防本部構成市町村及	1/2以内	・一消防本部当たり 1,250千円 ※消防本部構成市町村等において交付申

	【担当課】 消防保安課		び事務委託を行う町村が拠出する負担額を含む。) ※1:主な事例 オゾン発生装置、アルコール自動噴霧器 等		請額の総額が、1,250千円以内となるよう調整のうえ交付申請を行うこと。
6	災害発生時を想定した感染防止対策物資・資材の配備 【担当課】 健康福祉政策課 地域支え合い支援室	避難所及び物資集積拠点における感染拡大防止を図るための物資・資材の配備を行う市町村を支援する。	①市町村が行う避難所における感染防止対策物資・資材※1の配備(令和5年2月28日までに実施するものに限る。)に要する経費 ※1:主な事例 マスク、消毒液、ペーパータオル、体温計、パーテーション、段ボールベッド、空気清浄機、ビニールシート、個食タイプの食料等 ②物資集積拠点※2における作業中の密を回避するために市町村が行う物資の搬入・搬出など拠点運営の効率化に資する資材※3の配備(令和5年2月28日までに実施するものに限る。)に要する経費 ※2:物資集積拠点は、市町村地域防災計画に記載され、又は今後記載予定である拠点であること。 ※3:主な事例 ハンドパレットトラック、リフトテーブル、ローラーコンベア、カゴ台車、スチールラック、パレット、コンテナ等	1/2以内	① ア収容想定人数が1,000人以上の避難所 一箇所当たり 200千円 イ収容想定人数が500人以上 1,000人未満の避難所 一箇所当たり 100千円 ウア、イ以外の避難所 一箇所当たり 70千円 ※想定収容人数の算出にあたっては、感染防止対策に必要な避難者スペースを十分考慮すること。 ②一市町村当たり 1,500千円 ただし、各施設の交付上限額は、次のア及びイのとおりとす

					<p>る。</p> <p>ア施設の利用可能面積が500㎡以上の拠点施設 一箇所当たり 500千円</p> <p>イ施設の利用可能面積が500㎡未満の拠点施設 一箇所当たり 300千円</p>
7	<p>対面接客を伴う事業者の感染防止対策支援</p> <p>【担当課】 観光交流政策課</p>	<p>対面での接客を行う店舗、施設及び車両(以下「対面接客店舗等」という。)における感染症対策の徹底等、新型コロナウイルス感染症を踏まえた事業継続・再開に向けた取組みを行う市町村を支援する。</p>	<p>①対面接客店舗等^{※1}における感染症対策を目的とした衛生管理設備の導入等^{※2}に対して補助をする場合における当該補助に要する経費(ただし、市町村が全体事業費の3/4を超える額を補助する場合にあっては、全体事業費の3/4に相当する額までを交付対象事業費とする。また、対面接客店舗等が令和5年2月28日までに実施する設備の導入等に対する補助に要する経費に限る。)</p> <p>②飲食店従業員のPCR検査等^{※3}受検促進支援に要する次に掲げる経費(令和5年2月28日までに実施する支援に要する経費に限る。)</p> <p>ア 飲食店従業員のPCR検査等^{※4}の実施に要する経費及び受検費用に対して補助をする場合における当該補助に要する経費</p> <p>イ 飲食店における、新型コロナウイルス感染症による休業損失を補償する損害保険の保険料に対して補助をする場合における当該補助に要する経費(保険加入後、従業員にPCR検査等^{※5}を受検させた場合に限</p>	1/2以内	<p>①・一店舗・施設当たり 50千円</p> <p>・車両一台当たり 15千円</p> <p>ただし、保有台数にかかわらず、一事業者当たり 500千円</p> <p>②ア 従業員一人当たり 60千円</p> <p>ただし、PCR検査等1回当たり 10千円</p> <p>イ 一店舗等当たり 50千円</p> <p>ただし、1年間の保険料額が上限</p> <p>③一市町村当たり</p>

			<p>る。)</p> <p>③対面接客店舗等における感染防止対策に係る情報発信に要する経費^{※6}(令和5年2月28日までに実施する支援に要する経費に限る。)</p> <p>④感染防止アドバイザー^{※7}の派遣(令和5年2月28日までに実施するものに限る。)に要する経費</p> <p>⑤「新型コロナウイルス感染症防止対策取組宣言」をした飲食店等^{※8}の支援^{※9}(令和5年2月28日までに実施するものに限る。)に要する経費</p> <p>※1:次の店舗、施設及び車両(以下「店舗等」という。)は対象外。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専ら従業員が事務又は作業を行うための施設(事務所・オフィス・工場等) ・令和3年2月5日時点において、国又は県が実施する衛生設備導入等補助制度の対象である店舗等(医療機関・薬局・福祉施設・鉄道・路線バス等) ・各市町村の暴力団排除条例等に規定する暴力団等が経営に関与する店舗等 <p>※2:アクリル仕切り板、CO₂測定器、アルコール消毒液、換気扇、サーキュレーター、キャッシュレス機器等の導入や消毒作業の外注等。</p> <p>※3:簡易検査キット(抗原定性検査)の購入、配布等を含む。</p> <p>※4:無症状者・非濃厚接触者を対象とするもの。(ただし、医療機関又は保健所以外での検査については、検査結果が陽性だった場合に、被検者が医療機関に速やかに相談することを確約していないものは除く。)</p> <p>※5:国、県又は市町村が実施又は受検料の補助を行う</p>		<p>1,500 千円</p> <p>④一市町村当たり 10,000 千円</p> <p>⑤一市町村当たり 5,000 千円</p>
--	--	--	--	--	--

			<p>無症状者・非濃厚接触者を対象とするもの。(ただし、医療機関又は保健所以外での検査については、検査結果が陽性だった場合に、被検者が医療機関に速やかに相談することを確約していないものは除く。)</p> <p>※6:HP開設、マップ・チラシの作成・配布等</p> <p>※7:飲食店等(飲食店、小売店及びその他知事が特に認める店舗をいう。以下同じ。)を個別に訪問し、感染防止対策や支援制度等について助言を行う者をいう。</p> <p>※8:県が作成したチェックリスト・業種別ガイドラインに沿って、新型コロナウイルス感染症防止対策の取組みを行っていることを宣言した飲食店等をいう。</p> <p>※9:ステッカー、のぼり等の資材作成・配布 等</p> <p>※10:本交付金の他のメニューに該当するものは除く。</p>		
8	<p>移動困難者のワクチン接種会場への輸送支援</p> <p>【担当課】 交通政策課</p>	<p>新型コロナウイルスワクチンの接種を実施する医療機関及びその集団接種会場(以下「接種会場」という。)への移動が困難な者(以下「移動困難者」という。)が安心して安全かつ確実にワクチンを接種できるよう、市町村が地域の実情に応じて実施する接種会場へのタクシー等での輸送事業に支援を行う。</p>	<p>市町村が策定する新型コロナウイルスワクチン接種者の輸送計画^{※1}に基づき、タクシー(福祉タクシーを含む。)等を活用して実施する接種会場への移動困難者^{※2}の輸送(令和5年2月28日までに実施するものに限る。)に要する経費。^{※3}</p> <p>ただし、新型コロナワクチン接種体制確保事業(厚生労働省)の対象となる経費(貸切バスでの集団輸送等)を除く。</p> <p>※1:新型コロナウイルスワクチン接種者のうち、移動困難者を対象としたタクシー輸送等の実施内容(対象地域、対象者の範囲、対象者数、輸送先、輸送方法(タクシーの借上げ、クーポン発行等)等)を盛り込み、県と協議の上、算定様式の附表により事前に策定する計画をいう。</p> <p>※2:自動車の運転免許を受けていない者、自家用車を所有しない高齢者のみの世帯に属する者、障がい者、要介護者、交通空白地居住者等で、自家用車、公共交通機関又は集団輸送のための貸切バスによる接種会場への移動が困難な者をいう。</p>	1/2以内	・交付上限額なし

			<p>※3：主な取組事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タクシーの借上げによる移動困難者の個別輸送 ・タクシークーポンやチケット等運賃割引券の作成 又は配布 ・乗合タクシーの運賃補助 		
9	<p>公共施設等での感染防止対策</p> <p>【担当課】 市町村課</p>	<p>市町村の庁舎や公園などの施設(以下「公共施設等」という。)において、地域住民が安全・安心に利用できるよう感染防止対策等を行う市町村を支援する。</p>	<p>市町村が単独事業として実施する公共施設等における感染防止対策、新しい生活様式に対応した施設利用に資する備品・物品の購入及び行政手続のオンライン化等(令和5年2月28日までに実施するものに限る。)に要する経費※1</p> <p>※1:主な取組事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センサー式照明、センサー式蛇口の設置 ・サーマルカメラ、消毒機、次亜塩素酸水生成器等の購入 ・QRコード読取り機等のキャッシュレス決済機器の導入等 <p>※2:本交付金の他のメニューに該当するものは除く。</p> <p>※3:庁舎などの公用施設については、地域住民が利用する部分に限る。</p>	1/2以内	<p>・一市町村当たり 10,000 千円</p>
10	<p>保育所等での感染防止対策</p> <p>【担当課】 市町村課 子ども未来課</p>	<p>保育所等における感染防止対策を行う市町村を支援する。</p>	<p>市町村が単独事業として実施する保育所等※1における感染防止対策及び新しい生活様式に対応した環境整備※2(令和5年2月28日までに実施するものに限る。)に要する経費</p> <p>※1:保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地域型保育事業を行う事業所、認可外保育施設</p> <p>※2:主な取組事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染対策のためのマスク及び消毒液の購入 ・換気を徹底するためのサーキュレーターやCO2モニターの購入 等 	1/2以内	<p>・各施設の交付上限額は、次の①～③のとおりとする。</p> <p>①定員※が60人以上の施設 一施設当たり 250 千円</p> <p>②定員が20人以上60人未満の施設 一施設当たり 200 千円</p> <p>③①、②以外の施設 一施設当たり</p>

					150 千円 ※令和 4 年 4 月 1 日時点の定員
11	小中学校等での感染防止対策 【担当課】 市町村課 義務教育課	小中学校等における感染防止対策を行う市町村を支援する。	市町村が単独事業として実施する小中学校等※1における感染防止対策及び新しい生活様式に対応した環境整備※2(令和5年2月28日までに実施するものに限る。)に要する経費 ※1: 公立の小中学校、義務教育学校、特別支援学校(小中学部) ※2: 主な取組事例 ・感染対策のためのマスク及び消毒液の購入 ・換気を徹底するためのサーキュレーターや CO2 モニターの購入 等	1/2以内	・各小中学校及び義務教育学校の交付上限額は、次の①～③のとおりとする。 ①児童・生徒数※が501人以上の学校 一校当たり 800 千円 ②児童・生徒数が301人以上 501人未満の学校 一校当たり 600 千円 ③①、②以外の学校 一校当たり 400 千円 ・特別支援学校 一校当たり 1,600 千円 ※令和 4 年度学校基本調査による
12	学童保育施設での感染防止対策 【担当課】	学童保育施設における感染防止対策を行う市町村を支援する。	市町村が単独事業として実施する学童保育施設(放課後児童クラブ)における感染防止対策及び新しい生活様式に対応した環境整備※1(令和5年2月28日までに実施するものに限る。)に要する経費	1/2以内	・各施設の交付上限額は、次の①～③のとおりとする。 ①定員※が60人以上の施設 一施設当たり

	市町村課 子ども未来課		<p>※1: 主な取組事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染対策のためのマスク及び消毒液の購入 ・換気を徹底するためのサーキュレーターやCO2モニターの購入 等 		<p>250 千円</p> <p>②定員が 20 人以上 60 人未満の施設 一施設当たり 200 千円</p> <p>③①、②以外の施設 一施設当たり 150 千円</p> <p>※令和 4 年 4 月 1 日時点の定員</p>
13	<p>感染が確認された小中学校等における児童・生徒等への支援</p> <p>【担当課】 市町村課</p>	行政検査の対象とならなかった児童・生徒及びその家族の不安解消を図る取組を行う市町村を支援する。	<p>感染者が確認された小中学校等※1における行政検査の対象とならなかった児童・生徒及びその家族に対するPCR検査等※2(令和5年2月28日までに実施するものに限る。)に要する経費</p> <p>※1: 小中学校、義務教育学校、特別支援学校(小中学部)、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設</p> <p>※2: 簡易検査キット(抗原定性検査)の購入、配布等を含む。</p> <p>※3: 陽性者が出た場合の対応(保健所への連絡等の一連の流れ)について、保健所と協議の上、実施要領等を定めた市町村に限る。</p>	1/2以内	・交付上限額なし
14	<p>小中学校等での感染防止対策(施設整備事業)</p> <p>【担当課】 市町村課</p>	小中学校等における感染防止対策(施設整備事業)を行う市町村を支援する。	<p>市町村が単独事業として実施する小中学校等※1における衛生面の改善、施設内の混雑緩和、ソーシャルディスタンスの確保、新しい生活様式の実践につながる施設整備※2(令和5年2月28日までに実施するものに限る。)に要する経費</p> <p>※1: 公立の小中学校、義務教育学校、特別支援学校(小中学部)</p>	1/2以内	<p>・1校当たり 10,000 千円</p> <p>ただし、1校当たりの事業費の上限額は、20,000 千円とする。</p>

			<p>※2: 主な取組事例</p> <ul style="list-style-type: none">・ソーシャルディスタンス確保を図るための室内壁の撤去・換気をより効率的に実施するための窓、換気口等の設置・施設内の混雑緩和を図るための出入口・通路の設置等		
--	--	--	---	--	--

II 地域経済や県民生活の回復

番号	事業名	事業内容	交付対象事業費	交付率	交付上限額
1	飲食店の地産地消の推進 【担当課】 流通アグリビジネス課	県産農林水産物の利用拡大を図るため、県内飲食店が行う地産地消の取組みに対して支援を行う市町村を支援する。	「I-7 対面接客を伴う事業者の感染防止対策支援」に取り組む市町村が、県内飲食店における地産地消の取組み ^{※1} に対して補助を行う場合における当該補助に要する経費(ただし、県内飲食店が令和5年2月28日までに実施する取組みに対する補助に要する経費に限る。) ※1: 主な取組事例 ・地産食材を活用したメニューづくり ・市町村や農業団体と連携したフェア実施 ・消費者に対する県産農林水産物の魅力発信 等	1/2以内	・一対象店舗当たり 50千円
2	地域活性化事業への支援 【担当課】 地域振興課	新型コロナウイルス感染症の影響で低下した地域の活力を取り戻すため、地域の実情に合わせて創意工夫を凝らした地域活性化の取組みを行う市町村を支援する。	①市町村が行う新しい生活様式に対応したイベントや広報・啓発事業等 ^{※1} の実施(令和5年2月28日までに実施するものに限る。)に要する経費 ただし、当該経費が2,000千円未満の場合は、対象外とする。 ②県内の地域団体等が行う新しい生活様式に対応したイベントや広報・啓発事業等 ^{※1} の実施に対して補助を行う場合における当該補助(令和5年2月28日までに実施するものに限る。)に要する経費(市町村が全体事業費の3/4を超える額を補助する場合にあっては、全体事業費の3/4に相当する額までを交付対象事業費とする。) ただし、以下は対象外とする。 ・当該経費が2,000千円未満の場合 ・協議会や実行委員会等への負担金	1/2以内	・一市町村当たり 10,000千円

			<p>※1:主な取組事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の魅力を体感できるオンライン交流会 ・コロナ収束後の誘客に備えたPV動画の制作・発信 ・地域特産PRイベント開催に必要な感染防止啓発等 		
3	<p>公共施設等への花き展示</p> <p>【担当課】 農産園芸課</p>	<p>公共施設等での花き展示を通じて県産花きの需要喚起を図る取組みを行う市町村を支援する。</p>	<p>熊本県花き協会が国の「公共施設等における花きの活用拡大支援事業」を活用して実施する※ 1 公共施設等※2 への花き展示に係る負担金拠出に要する経費(花代の 1/2 相当に係る部分に限る。また、熊本県花き協会が令和5年2月28日までに実施する花き展示に対する負担金拠出に要する経費に限る。)</p> <p>※1:国の事業が実施される場合に実施する ※2:市町村庁舎などの市町村有公共施設の他、公共交通機関等の公共性の高い施設や市町村が主催・共催するイベント会場などをいう</p>	1/2以内	<p>・一市町村当たり 5,000 千円</p>
4	<p>公共的施設への木製塀の普及促進</p> <p>【担当課】 林業振興課</p>	<p>県産木材の需要拡大を図るため、公共性の高い民間施設の木製塀設置支援を行う市町村を支援する。</p>	<p>公共性の高い民間施設※1における県産木材を活用した木製塀設置※2 に対して補助をする場合における当該補助に要する経費(ただし、公共性の高い民間施設が令和5年2月28日までに実施する木製塀設置に対する補助に要する経費に限る。)</p> <p>※1:私立幼稚園・保育園等(市町村立のものを除く)の他、公共性の高い団体(農商工関係団体等)が所有する公共性の高い施設(物産施設など)をいう。 ※2:交付対象とする木製塀は、建物の外部にあり、次の要件をすべて満たす施設とする。 ① 県産木材を使用すること</p>	1/2以内	<p>・新たに設置する木製塀1m当たり 25 千円(交付対象施設毎に算定し、合算)</p>

			<p>(「熊本県産木材の産地届出書(参考例)」が添付された木材であること。)</p> <p>② 使用する木材量は、延長1mあたり概ね 0.04 m³以上使用すること。(図面等で確認)</p> <p>③ 使用する木材の耐久性は、JAS 規格性能区分 K4 相当であること。(納品書・証明書等で確認)</p> <p>(『より良い物件を創造する JAS 製材品』(一社)全国木材検査・研究協会)資料参照)</p>		
5	<p>林業事業者の雇用維持・確保支援</p> <p>【担当課】 森林保全課</p>	<p>木材需要の減少等により就業機会が減少した林業従事者の雇用の場の確保のため、里山林整備活動支援を行う市町村を支援する。</p>	<p>熊本県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会が国の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」を活用して実施する里山林整備活動に係る負担金拠出に要する経費(ただし、協議会が、令和5年2月28日までに実施する里山林整備活動に対する負担金拠出に要する経費に限る。)</p> <p>なお、令和4年度における特別交付税の算定に計上する経費を除く。</p>	1/2以内	・一市町村当たり 1,250 千円
6	<p>「安全・安心な新しい観光」コンテンツづくりへの支援</p> <p>【担当課】 観光企画課</p>	<p>コロナ禍でも魅力的な観光地域づくりを推進するため、サイクリングやアウトドア等の3密を避けた屋外での体験コンテンツ造成など「安全・安心な新しい観光」に取り組む市町村を支援する。</p>	<p>①市町村が行う「安全・安心な新しい観光」コンテンツづくりに取組む場合(令和5年2月28日までに実施するものに限る。)に要する経費^{※1}</p> <p>②観光振興に取り組む県内の民間事業者、観光協会、観光地域づくり法人(DMO)等が行う「安全・安心な新しい観光」コンテンツづくりに対して補助を行う場合における当該補助に要する経費^{※1}(ただし、市町村が全体事業費の3/4を超える額を補助する場合にあっては、全体事業費の3/4に相当する額までを交付対象事業費とする。また、令和5年2月28日までに実施するコンテンツづくりに対する補助に要する経費に限る。)</p> <p>※1:算定様式の附表の内容について、以下の判断項目に基づき審査を行い、県において優れた提案を採択</p>	1/2以内	※上限額は別途通知

			<p>する。</p> <p>(判断項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策の状況 ・新規性・独自性 ・誘客効果 ・継続性 等 <p>(主な取組事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外体験コンテンツの造成やサイクルと観光拠点を組み合わせたコース整備 ・道の駅等にサイクリング客向けステーション設置やキャンプ場での手洗い設備改修などの衛生強化 		
7	<p>過疎地域等の市町村における買い物弱者の生活支援(感染対策)</p> <p>【担当課】 地域振興課</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地域内で完結する買い物環境の整備への取組みを行う過疎地域等の市町村を支援する。</p>	<p>過疎地域等^{※1}の市町村が実施するコロナ禍における買い物弱者対策^{※2}(令和5年2月28日までに実施するものに限る。)に要する経費</p> <p>※1:過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、半島振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律のいずれかに指定されている地域</p> <p>※2:地域内で必要な買い物ができるようにするための移動販売やミニ店舗の整備、強化及び地域内商店の宅配システムの構築等</p>	1/2以内	・一市町村当たり 1,250千円
8	<p>住民や事業者向けのニーズ調査</p> <p>【担当課】 企画課</p>	<p>感染防止と地域経済や県民生活の回復とのベストバランスを実現する事業を検討するため、新型コロナウイルス感染症の影響等の調査を行う市町村を支援する。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等に関する各種調査^{※1}の実施(令和5年2月28日までに実施するものに限る。)に要する経費^{※2,3}</p> <p>なお、調査結果を県に提出することを交付の条件とする。</p> <p>※1:事業委託の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の住民及び事業者向けのアンケート調査委託 ・アンケート調査結果からニーズ分析委託 ・新型コロナウイルス感染症対策検討のための人流調査委託 等 	1/2以内	・一市町村当たり 2,500千円

			<p>※2:旅費、一般需用費、一般役務費、委託料、使用料及び賃借料</p> <p>※3:一自治体が対象となる調査を複数回実施した場合、それらの調査に要する経費の総額を対象事業費とする。</p> <p>※4:住民や事業者向けのニーズ調査以外の調査については、令和5年2月28日までに実施したものを対象とする。</p>		
9	<p>修学旅行の日程変更等に係る追加費用の支援</p> <p>【担当課】 義務教育課</p>	<p>保護者の経済的負担軽減のため、修学旅行の延期や行き先変更等に伴い発生する追加費用の負担に対する支援を行う市町村を支援する。</p>	<p>小中学校等※¹において、修学旅行が延期や行き先変更、中止となった場合に発生する追加費用※²について、市町村が保護者等に対して補助を行う場合における当該補助(令和5年2月28日までに実施するものに限る。)に要する経費(ただし、市町村が追加費用の3/4を超える額を補助する場合にあっては、追加費用の3/4に相当する額までを交付対象事業費とし、やむを得ない理由※³に該当する場合は、追加費用の全額を交付対象事業費とする。)</p> <p>※1:公立の小中学校、義務教育学校、特別支援学校(小中学部)</p> <p>※2:旅行会社等の企画料、手数料、キャンセル料等</p> <p>※3:「やむを得ない理由」とは原則として、以下のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>①旅行前 20 日の間に児童生徒が感染又は濃厚接触者と判定されたこと等により、臨時休業又は学年・学級閉鎖とするため、中止等とする必要がある場合</p> <p>②旅行前 20 日の間に教職員が感染又は濃厚接触者と判定されたこと等により、修学旅行の引率をすることができず、中止等とする必要がある場合</p> <p>③旅行前 20 日の間に国又は地方自治体から県内又は旅行先の地域で不要不急の外出自粛要請がなされる程度まで警戒レベルが高まり、中止等とする必</p>	1/2以内	<p>・小学校 児童一人当たり 5,000 円</p> <p>・中学校 生徒一人当たり 15,000 円</p>

			要がある場合		
10	<p>地元農林水産物等の販売支援</p> <p>【担当課】 流通アグリビジネス課 販路拡大ビジネス課</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により販売量等が減少した県産農林水産物等の売上げ回復を図るため、販売促進につながる取組みを実施する市町村を支援する。</p>	<p>①県産農林水産物等の販売促進の取組み※¹(令和5年2月28日までに実施するものに限る。)に要する経費のうち、国の支援メニューの対象とならないもの※²</p> <p>②農業団体等(受益農家等3戸以上)における販売促進の取組み※¹のうち、国の支援メニューの対象とならないもの※²に補助を行う場合における当該補助に要する経費(ただし、農業団体等が令和5年2月28日までに実施する取組みに対する補助に要する経費に限る。)</p> <p>③第三セクター等におけるインターネット等を活用した新たな販路開拓の取組み※³に補助を行う場合における当該補助に要する経費(ただし、第三セクター等が令和5年2月28日までに実施する取組みに対する補助に要する経費に限る。)</p> <p>※1: 主な取組事例(農業団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試供品の提供 ・PR資材等の作成 ・商談会出展 ・インターネット販売に係るHP作成 ・新商品開発 等 <p>※2: 国の「国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業」、「国産農林水産物等販売促進緊急対策事業」、「和牛肉保管在庫支援緊急対策事業」で支援対象とならない取組み</p> <p>※3: 主な取組事例(第三セクター等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン商談会・見本市・体験の実施 ・ECサイト新設、リニューアル(消費者から選ばれる契機となる送料無料化含む)等 	1/2以内	<p>①一市町村当たり 5,000千円</p> <p>②一農業団体等当たり 500千円</p> <p>③一第三セクター等 当たり 500千円</p>

11	県産畳表の利用促進 【担当課】 農産園芸課	新型コロナウイルス感染拡大の影響により低迷している草の需要拡大を図るため、令和2年7月豪雨により住居等の復旧を行う必要がある被災者に対し、県産畳表を使用した畳の新調及び表替え支援を行う市町村を支援する。	復旧・再建が必要な住居等 ^{※1} に県産畳表を使用した畳の新調もしくは表替え ^{※2} を行う世帯等に対して補助をする場合における当該補助に要する経費(ただし、復旧・再建を行う世帯等が令和5年2月28日までに実施する取組みに対する補助に要する経費に限る。)	1/2以内	・一畳当たり 7.5千円 ただし、各世帯等の交付対象畳数は次の①、②のとおりとする。 ①一対象世帯当たり 8畳 ※一住宅に複数世帯ある場合は世帯ごとに交付上限額を定めることとする。 ②一対象コミュニティ施設当たり16畳
12	くまもとの県産木材の利用促進 【担当課】 林業振興課	新型コロナウイルス感染拡大の影響により低迷している木材需要の拡大を図るため、令和2年7月豪雨で被災したコミュニティ施設(地元集会所等)の復旧・再建のために県産木材を活用した取組みに対し支援を行う市町村を支援する。	民間所有のコミュニティ施設(地元集会所等)の県産木材 ^{※1} を活用した復旧・再建 ^{※2} に対して木材費用相当額を補助する場合における当該補助に要する経費(ただし、市町村が全体事業費の2/3を超える額を補助する場合にあつては、全体事業費の2/3に相当する額までを交付対象事業費とする。また、復旧・再建を行う団体等が令和5年2月28日までに実施する取組みに対する補助に要する経費に限る。)	1/2以内	・一対象コミュニティ施設当たり 283.5千円 交付申請額に千円未満の端数がある場合は、切り捨てること。

※1: 住宅及び民間所有のコミュニティ施設(地元集会所等)をいう。

※2: 災害救助法に基づく応急修理で実施する畳の新調もしくは表替えを除く。

※1: 「熊本県産木材の産地届出書(参考例)」が添付された木材であること。

※2: 木造施設の修繕、非木造施設の復旧・再建に併せて内装の木質化を図る場合等を含む。

13	<p>地域版高収益作物の次期作支援</p> <p>【担当課】 農産園芸課</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により売上減少等の影響を受けた農作物の生産者に対し、次期作に向けた取組み支援を行う市町村を支援する。</p>	<p>市町村が行う次期作支援^{※1}のうち、国の「高収益作物次期作支援交付金」の対象とならない品目^{※2}に補助を行う場合における当該補助に要する経費(ただし、生産者が令和5年2月28日までに実施する取組みに対する補助に要する経費に限る。また、各生産者の減収額の8割を上限とする。)</p> <p>※1 国の高収益作物次期作支援交付金の支援対象期間に出荷実績等があり、市場取扱金額が豊作の影響によらず国の基準年比2割以上減少した月のある作物を生産する生産者を対象とした次期作への支援(次期作に向けた主な取組事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産・流通コストの削減の取組み ・種苗、肥料、農薬等の資材の購入 等 <p>※2: 国が定めた支援対象品目及び都道府県単位で支援対象として追加された品目以外の高収益作物をいう。</p>	1/2以内	<p>・一生産者当たり 上限 25 千円/10a</p>
14	<p>県内企業と学生のマッチング機会創出支援</p> <p>【担当課】 労働雇用創生課</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響下において、県内企業と学生のマッチング機会創出事業等を独自に実施する市町村を支援する。</p>	<p>市町村が行う県内企業と学生のマッチング機会創出のためのオンライン等を活用した説明会等^{※1}(令和5年2月28日までに実施するものに限る。)に要する経費</p> <p>※1: 主な取組事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン企業説明会の実施 ・企業訪問の様子をライブ配信 等 	1/2以内	<p>・交付上限額なし</p>
15	<p>生活者支援・地域経済活性化に資する事業への支援</p>	<p>コロナ禍における生活者の負担軽減又は地域経済の活性化を図るため、市町村が地域の実情に応じてきめ細かに実施する様々な事業を支援する。</p>	<p>市町村が単独事業として実施する生活者の負担軽減又は地域経済の活性化につながる事業(令和5年2月28日までに実施するものに限る。)に要する経費^{※1}</p> <p>※1: 主な取組事例</p>	<p>1/2以内</p> <p>※市町村が市町村以外の者が行う生活者支援・地域経済活性化に</p>	<p>・一市町村当たりの交付上限額は、人口(令和2年国勢調査(確定値)による。)に1,000 円を乗じて得た額とする。</p>

	<p>【担当課】 市町村課</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者や低所得者に対する給付金の支給 ・生活者支援や地域経済の活性化につながるプレミアム付き商品券の発行等 <p>※2: 本交付金の他のメニューに該当するものは除く。 ※3: 各種事業者への直接支援に係る経費は除く。</p>	<p>資する事業に対して補助を行う場合の交付率は、全体事業費の1/3以内かつ全体事業費に対する市町村の負担率以内。</p>	<p>・ただし、市町村が国のマイナンバーカード交付事務費補助金等を活用し、マイナンバーカードの新規取得者(申請者を含む。以下同じ。)に地域振興券等を配布する場合で、これに併せて、マイナンバーカードの既取得者に対する地域振興券等配布事業を実施するときは、マイナンバーカードの既取得者数※に500円を乗じて得た額を加算することができる。</p> <p>※令和4年6月末時点の取得者数</p>
16	<p>マイナンバーカード取得促進事業への支援</p> <p>【担当課】 市町村課</p>	<p>マイナンバーカードの取得促進を図るため、市町村が地域の実情に応じて実施するマイナンバーカードの新規取得者を対象にした地域振興券等の配布事業を支援する。</p>	<p>市町村が単独事業として実施するマイナンバーカードの新規取得者を対象にした地域振興券等の配布事業(令和5年2月28日までに実施するものに限る。)に要する経費</p> <p>※人件費、旅費、備品購入費等は対象外。また、国のマイナンバーカード交付事務費補助金の集客事業の上限額相当額を超えるものが対象。</p> <p>※主な取組事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助による地域振興券配布事業の額の上乗せ等 	<p>1/2以内</p>	<p>・一市町村当たりの交付上限額は、人口(令和2年国勢調査(確定値)による。)に500円を乗じて得た額とする。</p>

17	<p>商店街のにぎわい回復のための環境整備支援</p> <p>【担当課】 商工振興金融課</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の長期化により大きな影響を受けている商店街における、ウィズコロナやアフターコロナを見据えた、人流・にぎわい・売上げの回復や、来街者の安全・安心の確保に向けた取組みを後押しするため、商店街機能の向上を図る環境整備に係る取組みに対して補助を行う市町村を支援する。</p>	<p>市町村が単独事業として実施する、新型コロナウイルス感染症の長期化により大きな影響を受けている商店街機能の向上を図る環境整備^{※1}のための商店街振興組合等^{※2}に対する補助(令和5年2月28日までに実施するものに限る。)に要する経費(ただし、市町村が商店街振興組合等に対して補助する額は、補助対象経費の2/3以内とする。)</p> <p>※1:主な取組事例 商店街の案内板の設置、イベント広場の設置、放送設備の設置、街路灯の設置、街路灯のLED化、防犯カメラの設置、非接触型体温計・自動手指消毒器の設置等</p> <p>※2:商店街振興組合、任意の商店街団体</p>	1/2以内	<p>・一商店街振興組合等当たり 1,000千円</p>
18	<p>私立保育所等の給食費支援</p> <p>【担当課】 子ども未来課</p>	<p>私立保育所等に対し、給食運営のかかり増し経費の助成を実施する市町村を支援する。</p>	<p>市町村が単独事業として実施する私立保育所等^{※1}における物価等の高騰に伴う給食費値上がり分の助成^{※2}(令和5年2月28日までに実施するものに限る。)に要する経費</p> <p>※1:私立保育所、私立認定こども園(幼稚園型含む)、私立幼稚園(施設型給付園)、地域型保育事業所</p> <p>※2:給食費に係る費用のみ対象。 補助対象期間に保護者から徴収する給食費を値上げする場合、その部分を補助対象額から除く。</p> <p>※3:公立の小中学校、保育所及び幼稚園に係る給食の負担軽減による生活者支援は、本交付金の対象外。</p>	1/2以内	<p>・各施設の交付上限額は、1月当たりの給食費[※]に値上げ率(10%を上限とする。)を乗じて得た額に、延べ人数(各月初日の園児数の合計)を乗じて得た額とする。</p> <p>※値上がり前の金額とし、7,500円を上限とする。</p>
19	<p>日本語指導が必要な児童生徒のサポートを行う日本語</p>	<p>小中学校等における日本語指導が必要な児童生徒への支援員を配置する市町村を支援する。</p>	<p>日本語指導が必要な児童生徒に対する日本語指導のほか、学習支援・教育相談等を行う支援員の新たな配置及び既存の支援員の配置時間の拡大(令和5年1月31日までに実施する</p>	1/2以内	<p>・報酬：一人当たり1,300円/時間 ・通勤手当：一人当たり</p>

指導支援員の 拡充 【担当課】 義務教育課		ものに限る。) に要する経費※ ¹ ※1: 支援員に係る報酬、通勤手当		200 円／日
------------------------------------	--	---	--	---------

Ⅲ 新しい生活様式への対応

番号	事業名	事業内容	交付対象事業費	交付率	交付上限額
1	首都圏企業の 地方進出支援 【担当課】 企業立地課	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、首都圏企業においては、一極集中に対するリスク回避等を目的とした地方進出への関心が高まっていることから、地方進出を検討する首都圏企業の立地を促進するため、首都圏の人材を活用したマッチング活動や首都圏企業の視察費用助成等に取り組む市町村を支援する。	①首都圏 ^{※1} の人材を活用した、首都圏企業と市町村のマッチング業務の委託(令和5年2月28日までに実施するものに限る。)に要する経費 ②首都圏企業が、お試しサテライトオフィスの設置や視察費(オフィス賃料、旅費等)に対して補助する場合における当該補助に要する経費(ただし、市町村が全体事業費の2/3を超える額を補助する場合にあっては、全体事業費の2/3に相当する額までを交付対象事業費とする。また、首都圏企業が令和5年2月28日までに実施する取組みに対する補助に要する経費に限る。) ※1:1 都 7 県(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県)	1/2以内	①一市町村当たり 3,000 千円 ②一企業当たり 100 千円かつ一市町村当 たり 500 千円
2	空き家等活用 の支援 【担当課】 地域振興課	新型コロナウイルス感染症の影響による、テレワーク等の働く場所を選ばない「新たな働き方」の普及を好機と捉え、本県への移住定住の加速化に向けたお試し住宅やシェアオフィス等の「新たな働き方」に対応可能な施設の整備等に取り組む市町村を支援する。	①移住定住の促進を目的として実施する施設 ^{※1} 整備に要する経費及び施設整備を行う民間団体に対して補助を行う場合における当該補助に要する経費(ただし、民間団体が令和5年2月28日までに実施する取組みに対する補助に要する経費に限る。) ②①の施設を活用した「新たな働き方」の普及啓発と移住定住の促進に要する経費 ^{※2} 及び普及啓発等を行う民間団体に対して補助を行う場合における当該補助に要する経費(ただし、民間団体が令和5年2月28日までに実施する取組みに対する補助に要する経費に限る。)	1/2以内	・一市町村当たり 5,000 千円

			<p>※1:お試し住宅、移住者に賃貸する住宅、新たな働き方の推進に資する施設</p> <p>※2:主な取組事例 広告宣伝、イベント開催 等</p>		
3	<p>指定避難所の防災力向上への支援(自立分散型電源の支援)</p> <p>【担当課】 エネルギー政策課</p>	<p>新しい生活様式を踏まえた防災力の強化に向け、災害時に可能な限り多くの避難所を確保し、コロナ禍の避難所の密を回避し安心・安全な避難所運営をするため、指定避難所等に蓄電池を整備する市町村を支援する。</p>	<p>市町村が指定する避難所等※1への蓄電池※2整備(令和5年2月28日までに実施するものに限る。)に要する経費※3</p> <p>※1:指定避難所及び指定避難所以外の自主避難所の公共施設のうち市町村が避難所として認める施設をいう。</p> <p>※2:再生可能エネルギー設備と連系する定置式のものに限る。</p> <p>※3:設計費、機器費、工事費(本体工事費及び付帯工事費)本事業の付帯事務費に限る(耐震計算、耐震補強等は対象外)</p>	1/2以内	・一市町村当たり 40,000 千円
4	<p>小中学校等における ICT 環境整備への支援</p> <p>【担当課】 市町村課 教育政策課</p>	<p>小中学校等における「GIGAスクール構想」の実現に向けたICT環境整備を行う市町村を支援する。</p>	<p>市町村が単独事業として実施する小中学校等※1における「GIGAスクール構想」の実現のためのICT環境整備※2(令和5年2月28日までに実施するものに限る。)に要する経費</p> <p>※1:公立の小中学校、義務教育学校、特別支援学校(小中学部)</p> <p>※2:主な取組事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童、生徒の増加に伴うPC又はタブレットの購入 ・電子黒板の購入 ・無線環境整備の工事費 等 	1/2以内	・一校当たり 1,500 千円

別記第 1 号様式（第 4 条関係）

令和 年 月 日
第 号

熊本県知事 様

（市町村長）

熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金交付申請及び実績報告書

このことについて、熊本県補助金等交付規則第 3 条、13 条及び熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金交付要綱第 4 条の規定により別紙のとおり関係書類を添えて申請し、併せて実績を報告します。

担当所属名	
担当者名	
連絡先	

別記第1号様式別紙（第4条関係）

（単位：千円）

番号	事業名	計画番号	交付対象事業費	交付金額
合 計				

※別途定める総括表及び事業毎の算定様式を添付すること。

※「番号」欄は、交付要綱別表を参照し、事業区分番号及び事業番号を記載すること。（例：「Ⅰ-1」、「Ⅱ-1」等）

※「計画番号」欄は、内閣総理大臣に提出した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画」の「No」欄の番号を記載すること。

担当所属名	
担当者名	
連絡先	

別記第2号様式（第5条関係）

令和 年 月 日
第 号

（市町村長）様

熊本県知事



熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金交付決定及び交付確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請及び報告のありました熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金については、熊本県補助金等交付規則第4条第1項及び第14条の規定により、下記のとおり交付の決定をし、併せてその額を確定しましたので、同規則第6条、第14条及び熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

交付決定及び交付確定額 金 千円

（内訳）

（単位：千円）

番号	事業名	交付対象事業費	交付金額
合計			

※ 「番号」は、交付要綱別表に掲げる事業区分及び事業番号による。

別記第3号様式（第6条関係）

熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で確定の通知がありました熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条第1項及び熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金交付要綱第6条の規定により請求します。

記

請求額 ¥ _____

令和 年 月 日

（市町村長）

熊本県知事 様